

一般演題3 O3-7 無謀な卒業旅行で減圧症となった一例

三谷昌光

医療法人 八木厚生会 八木病院 脳神経外科

【はじめに】

無謀な大学卒業旅行で減圧症を発症し、Table 6による再圧治療を行い改善した一例を経験したので、警鐘の意味で報告する。

【症例】

22歳，男子大学生。

大学生仲間4人でグアムへ卒業旅行に行った。X年3月3日 スキューバダイビングをAM 7:00とPM 1:30よりの2回，共に深さ20m，20分間行った。この日は何ら問題なかった。

3月4日 AM 7:30より一人だけスカイダイビングを行った。高度4000m位から降下したが，この日も問題なかった。

3月5日 AM 4時飛行機でグアムを発ち帰路へ。出航約1時間後，浮動性めまい，頭痛，嘔気，嘔吐，両手足のしびれが出現した。8時 プサンを経由し，PM 3時福岡に戻ってきた。

両肘関節痛，両前腕のしびれが続いており，ネットで調べて減圧症が心配とPM 10時F脳神経外科病院を受診した。血液検査，血液ガス検査，頭部から頸椎のMRI検査，胸部CT検査等異常なく，減圧症が否定できないとH病院を紹介された。

3月6日 H病院には第1種治療装置しかなく，しかも減圧症の治療経験がないと当院を紹介された。初診時，両前腕のしびれ感を訴えたが，身体所見・神経学的検査・血液検査では異常所見はなかった。直ちにTable 6による再圧治療を行い症状は改善した。しかし，不安が強くなり，3月7日にはTable 5，3月13日にはTable 6による追加治療を行った。

【考察】

本症例は無謀ともいえる過密なスケジュールで減圧症を発症した。1日目は20mの潜水により3気圧へ，2日目は約4,000mの上空よりのスカイダイビングの為0.6気

圧へ，3日目は航空機による帰国のために高度10,000mの上空へ。航空機会社によると，機内の圧力は約0.8気圧にコントロールされているとのことであった。2日目は気圧低下にさらされた時間が短く幸い減圧症は発症しなかったが，3日目はその時間が長く減圧症を発症したと考える。スカイダイビング会社の参加制限事項に「潜水後24時間以内の参加はできません。」との注意があったが，守られていなかった。幸い減圧症は軽症で，Table 6が奏功した。学会からの注意喚起も必要と考える。

今回の診療報酬改定では，減圧症に対する再圧治療にも7回という回数制限と実施時間が5時間を超えた場合の長時間加算が出来た。ここでいう「実施時間」が何を指すのか定かでない。実務上は加圧開始から減圧終了までが簡便と思われるが，入室より退室までも候補の一つである。「治療時間」という語句も使われるが，異なるものなのか。

「治療時間」は「高気圧酸素治療の安全基準」では，「治療圧力を適応する時間」と定義され別物と考えられる。即ち，治療時間には加圧時間と減圧時間を含まないからである。

再圧治療表には「所要時間」が付記されたものがある。これは，治療圧力に達してから減圧終了までの時間を合計したものが記載されているようである。

このように，実施時間，治療時間，所要時間と3者が散見され混乱を招いている。学会主導による語句の整理が必要と考える。

【結語】

無謀な大学卒業旅行で減圧症を発症したが，再圧治療により改善した一例を報告した。再圧治療に際しての新規の時間加算につき「実施時間」についての疑問を投じた。共に，学会の対応に期待したい。